第二富田デイサービスセンター

指定通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 富田ケアセンター有限会社が開設する第二富田デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向 上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤 立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を 図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 3「通所介護事業」の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るもの とする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名 称 第二富田デイサービスセンター
 - 二 所在地 倉敷市玉島道口2752-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1人(常勤1人) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1人以上

看護職員 1人以上

介護職員 6人以上

機能訓練指導員 2人以上

管理栄養士 1人以上

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。
 - 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。(祝日営業) ただし、年末年始の12月30 から1月3日までを除く。
 - 二 営業時間 8時00分~17時30分までとする。
 - 三 サービス提供時間 9時30分から16時35分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は37名とする。

(通所介護事業の内容)

- 第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。
 - 一 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
 - ウ 養護(休養)
 - 二 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事的活動
 - 工 体操
 - 才 筋力向上訓練
 - 力 趣味活動
 - 三 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。 又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
 - 四 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。
 - 五 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
 - 六 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関 する相談及び助言を行う。
 - 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 「通所介護事業」を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市 の定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合 に応じた額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。
 - 一 食費として、1食あたり750円。
 - ニ おむつ代として、その実費。
 - 三 その他指定通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが 適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその 内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市 浅口市 里庄町 矢掛町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害しては ならないこと。
 - 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の 急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を 講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条

- 1 事業所は、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理 者または火器・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な 訓練を行うものとする。
- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携 を努めるものとする。

(記録の整備)

- 第13条 事業所は職員、設備、備品に及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業所は、指定通所介護(指定介護予防通所介護)に関する諸記録を整備し、その完結日から 5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、介護業務に直接関わる介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、 社会福祉士、作業療法士、理学療法士等、介護保険法第8条 第2項に規定する政令で定 める者等の資格を有するその他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的 な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のため に次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証・整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1年以内
 - 二 継続研修 随時
- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇 用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく ものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び倉敷市条例等に定めるところによるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものと する)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備
- 三 従業者に対し、虐待を防止するための研修の実施(年1回以上)
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第16条

- 1 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得えない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。
- 2 事業所はやむを得えず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。

- 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施(年1回以上)

(職場環境の確保)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業 者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第18条

- 1 事業所は、感染症非常時災害の発生において、利用者に対し「通所介護」の提供を継続的に実施するための及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの とする。

(感染症の予防及び蔓延の防止のための措置)

第19条

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように次の各号にあげる措置を講 ずるものとする。
 - ー 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催すると ともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修を実施研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示)

第20条 事業所は、当事業所の見えやすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者の申込みのサービスの選択に質すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開システム等のインターネット上で情報の閲覧ができるように掲載・公表する。

附則

この規程は、平成19年 9月1日から施行する。

```
この規程は、平成20年 9月1日から施行する。
```

- この規程は、平成21年 9月1日から施行する。
- この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年 5月1日から施行する。
- この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 7月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年 3月1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年 1月1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和 元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 9月1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和 4年12月1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 9月1日から施行する。